第3章

許可取得後に必要な手続きについて

(各種変更届、決算変更届、廃業届の提出等)

第3章 許可取得後に必要な手続きについて

第1節 許可取得後に必要な手続き

1 必要な手続き

建設業許可を取得した後に必要な主な手続きは以下のとおりです。

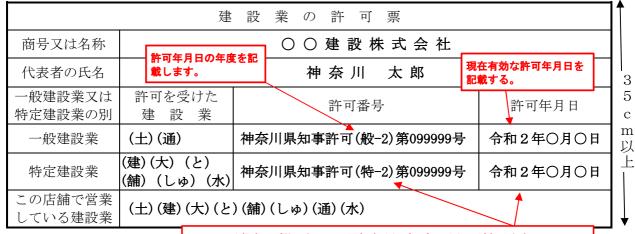
- ・営業所及び工事現場には許可標識を掲示しなければなりません。(P128参照)
- ・建設業法及び建設業の営業に関連して守るべきその他の法令の規定を遵守する必要があります。 (P129~130参照)
- ・毎事業年度終了後4か月以内に、決算変更届を提出しなければなりません。(提出方法、記載例は、P140、P157参照)
- ・許可の有効期間は5年間です。引き続き許可を受ける場合は、有効期間の満了の日の3か月前から30日前までに、更新申請が必要です。(許可の有効期限については、P25~26参照))
- ・商号・名称、役員、所在地などの変更をした場合は、30日以内に変更届を提出しなければなりません。 (各種変更手続きについては、P131~参照)
- ・常勤役員等(経営業務の管理責任者等)又は常勤役員等を直接に補佐する者や専任技術者が交替した場合は、14日以内に変更届を提出しなければなりません。(変更手続きついては、P131~参照)
- (注意) 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)又は常勤役員等を直接に補佐する者や専任技術者の交替で、中1日以上不在の期間があると、許可の要件を欠くこととなり、許可は維持できなくなります。この場合は、許可の廃業届を提出してください。 (必要な場合、新規許可申請を行ってください。)
- (例1) (旧) 3月31日辞任・退任→(新)4月1日就任⇒交替の変更届を提出する
- (例2) (旧) 3月31日辞任・退任→(新)4月2日就任⇒許可を廃業した後、新規申請を行う。
- ・社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の加入状況に変更が生じた場合は、14 日以内に変更届を提出しなければなりません。ただし、従業員数の変更のみの場合は、 事業年度終了後、4か月以内に変更届を提出します。(変更手続きについては、P131~ 参照)
 - ※ 令和2年10月1日以降、適切な社会保険への加入は、許可を継続する要件となっています。 適用除外の許可業者が新たに従業員を雇用した場合等、許可後に適切な保険に未加入となった 場合も、要件の欠如として許可取消し事由(法第29条第1項第1号)となります。
- ・業種を追加する場合や一般建設業・特定建設業の区分を変更する場合は、業種追加申 請や般・特新規申請が必要です。 (新規の申請手続きに当たっては、第1章の許可の制度や 第2章の申請手続き方法について、改めてご確認ください。)
- ・営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にすることとなった場合は、新たな許可行政庁に対する許可換え新規申請が必要です。(許可換えについては、 P1、P24参照。申請手続きについては、新たな許可行政庁の指示に従ってください。)
- ・許可業者であることを止めたり、許可の要件を欠いた場合は、30日以内に廃業届を提出しなければなりません。(廃業届の提出方法、記載例は、P141.159参照)

2 許可標識の掲示―法第40条―

建設業の許可を受けた許可業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に次の標識を 掲げなければなりません。(材質は問いませんが、堅牢なもので作成してください。)

●様式第二十八号 建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

(記載例)



ここに入る数字及び許可年月日は更新するたびに変える必要があります。

3

5

С

2 5 С m 以 上

_ 40cm以上

●様式第二十九号 建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合 (記載例)

			建設業	善 許	可	票			/	
商号	子 又	は な	五 称				建設株式	式会社	±/	
代 表	き 者	O E	· 名			神奈	川	太良	!I\$ <mark>/</mark>	
主任技術者	音の氏名	専任	の有無		海者	と 名	五郎	/	/ /	専 任
	資格名	資格者記	正交付番号	一級:	上木族	工管理	技士	/*	***	****
一般建	設業又は	特定建設	業の別			特定	建	設	業	
許 可	を受り	ナた建	設 業				(土)	V		
許	可	番	号	神	奈川	具知事語	许可(般	(-2) 角	第099	999号
許	可 年	F 月	日			令和:	2年〇月	月〇月	∃ ₩	

35cm以上

【記載要領】

- 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者 の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載する。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条 第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載する。
- 4 「資格者交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有す る資格者等の交付番号を記載する。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る 許可を受けた建設業を記載する。

3 建設業法

「建設業法」、「建設業法令遵守ガイドライン(*1)」、「建設業許可事務ガイドライン(*2)」、「監理技術者制度運用マニュアル(*3)」、「一括下請負の禁止について(*4)」等の建設業法関係資料は、国土交通省ホームページで公開されています。

建設業を営む上で必要な情報(*1請負契約のルール、帳簿の備付け、*2営業所の定義、*3 技術者制度、*4一括下請負の禁止など)が記載されているため、必ずお読みください。

- ●根拠法:【建設業法(昭和24年法律第100号)】
- ●建設業許可に関する情報等

国土交通省建設業課ホームページ 検索

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1 6 bt 000283.html

建設業法関係の書籍は、公益財団法人建設業適正取引推進機構のホームページで販売されています。

建設業適正取引推進機構 販売図書 検索

https://tekitori.or.jp/pages/39/

4 事業者登録が必要な建設業

次の建設業については、軽微な建設工事(建設業法施行令第1条の2)のみを請け負う場合でも、 事業者登録を受けなければなりません。

■ 解体工事業を営もうする場合

解体工事業を営もうとする者(土木工事業、建築工事業及び解体工事業の建設業許可を受けている者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

- ※ それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当します。(「建設業許可事務ガイドライン」(国土交通省))
- ●根拠法令:【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)】 【解体工事業に係る登録等に関する省令(平成 13 年国土交通省令第 92 号)】
- ●解体工事業登録に関する情報等

解体工事業登録 神奈川県ホームページ 検索

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p870134.html

建設リサイクル法Q&A 国土交通省ホームページ 検索

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030308faq.htm

■ 浄化槽工事業を営もうする場合

浄化槽工事業を営もうとする者(土木工事業、建築工事業又は管工事業の建設業許可を受けている者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

土木工事業、建築工事業又は管工事業の建設業許可を受けている者が、浄化槽工事業を開始したときは、都道府県知事に届出が必要です。

- ●根拠法:【浄化槽法(昭和58年法律第43号)
- ●浄化槽工事業登録に関する情報等

浄化槽工事業登録 神奈川県ホームページ 検索

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p870528.html

■ 電気工事業を営もうする場合

電気工事業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

- ●根拠法:【電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)】
- ●電気工事業登録に関する情報等

電気工事業の登録、届出のご案内 神奈川県ホームページ 検索

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/denki/denkitoppage.html

5 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保義務・建設リサイクル法に基づく説明義務等

■ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき新築住宅を発注者に引き渡した建設業者は、資力確保措置(保険への加入または保証金の供託)を行う義務があり、許可を受けた行政庁に届出が必要です。

- ●根拠法:【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)】
- ●住宅瑕疵担保履行法に関する情報等

住まいのあんしん総合支援サイト 検索

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html

検索

住宅瑕疵担保履行法の届出方法のご案内 神奈川県ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p870527.html

■ 建設リサイクル法

一定規模以上の建築物等の解体工事又は新築工事等の受注者(下請負人を含む。)には、分別解体等の義務があり、発注者に対し、届出に係る事項について書面を交付して説明する必要があります。

- ●根拠法:【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)】
- ●建設リサイクル法に関する情報等

建設リサイクル法について 神奈川県ホームページ 検索

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f537766/index.html

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った元請業者には、建設工事に伴い生ずる廃棄物についての排出事業者としての責任があります。

- ●根拠法:【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)】
- ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する情報等

神奈川の建設リサイクル 神奈川県ホームページ 検索

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4071/index.html

■ 大気汚染防止法

施工業者(元請業者)は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う場合、原則全ての工事について、事前に法令に基づく石綿(アスベスト)の使用の有無の調査(事前調査)を行う義務があります。(令和4年4月1日着工の工事から適用)

- ●根拠法令:【大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)】 【石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)】
- ●石綿(アスベスト)の使用の有無の事前調査に関する情報等

石綿総合情報ポータルサイト 検索

https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/

第2節 各種変更届、決算変更届、廃業届の作成及び必要添付書類

1 各種変更届、決算変更届、廃業届の提出に当たっての注意点

(1) 各種変更届、決算変更届、廃業届の作成・届出について

- ・ 届出書類の作成に当たっては、各種様式の記載要領及びこの手引きの記載例等をよくお読み のうえ、正確に記載、作成してください。
- ・ 届出をすべき場合に届出を行わなかったとき、又は届出の書類や添付資料に虚偽や不正があった場合、建設業法第28条(指示及び営業の停止)及び、建設業法第50条による罰則が適用される場合があります。(6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金)

(2)他の建設業許可業者との許可要件の重複について

・ 常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者又は専任技術者の変更に当たり、それらの者が すでに許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等又は常勤役員等を直接補佐する者、 専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人と重複している場合や、他で常勤勤務を している場合は変更できません。(P8、P11参照)事前にご確認ください。

(3)受付後について

- ・ 記入漏れや添付書類に不備があった場合、補正により届出書の処理に時間がかかることがあります。(形式要件を満たしていない場合は、届出義務を果たしたことになりません。)
- ・ 常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者又は専任技術者の変更等、許可要件に関わる変 更については、受付後、個別に審査を行います。その過程で、受付で指摘のなかった補正や、 内容に疑義が生じた場合、この手引きに記載のない資料等を求めることもありますのでご了承 ください。(結果として、許可基準を満たさない(満たすことを確認できない)場合には、要件 の欠如として許可の取消事由(建設業法第29条第1項第1号)となります。)
- ・ 変更届については、届け出受理後、変更後の内容での新たな許可通知は交付いたしておりません。変更後の内容について証するものが必要な場合は、「建設業許可証明書」をご利用ください。(P177参照)

(4) 事前相談について

・ 許可要件に関わる変更のうち、①常勤役員等を準ずる地位の要件の者に変更する場合や直接 に補佐する者を要する要件の者に変更する場合(規則イ(2)、(3)、規則ロ該当)、又は、② 機械器具設置業の実務経験の資格要件で専任技術者を変更する場合は、確認資料に調整を要す る場合が多いため、事前にご相談ください。

【電 話】045-313-0722 (建設業課建設業審査担当)

【時 間】月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時~午後4時

(5) 個人番号(マイナンバー)、健康保険の保険者番号及び被保険者記号・番号が記載された 書類について

・ 確認資料等として個人番号が記載された書類(住民税特別徴収税額決定通知書、所得税確定申告書等)や健康保険被保険者証を提出する際は、個人番号部分、保険者番号及び被保険者記号・番号部分を見えないようマスキングを施した状態で複写し、提出してください。

1 届出書様式の入手

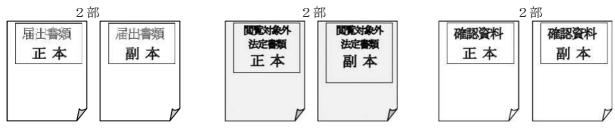
届出書様式は、指定の販売場所 (P181参照) で購入するか、「建設業許可」のホームページから ダウンロードしてご使用ください。

(神奈川県庁トップページ→「産業・働く」→「業種別情報」→「建設業」→「事業者の方への提供情報(建設業)」→「建設業法(許可・登録)」内「建設業許可」→「建設業許可申請の手引き及び申請書等のダウンロード」→「申請・届出様式のダウンロード」)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/youshiki.html

2 各種変更届、決算変更届、廃業届の作成手順と提出部数

- ①届出書類、閲覧対象外法定書類、確認資料・・・各2部〔正本:県提出用、副本:申請者控〕
- ②届出書の電算入力用紙※・・・・・・・・1部



- ・ P133~134に示した法定様式及び添付書類、確認資料を用意し、P133の【届出書類作成上の留意事項】を参考に、①届出書類、②閲覧対象外法定書類、③確認資料、④電算入力用紙に分けて綴じる。
- ・ 副本 (届出書類及び添付する登記簿謄本・卒業証明書・納税証明書等、登記されていないことの証明書又は 医師定郷書、身分証明書、確認資料) は正本をコピーしたもので構いません。

※ 電算入力用紙とは、次のものをいいます。 (P133~134参照)

- ・変更届出書(様式第二十二号の二)
- ・届出書 (様式第二十二号の三)
- ・廃業届 (様式第二十二号の四)
- ・常勤役員等(経管)証明書(様式第七号又は第七号の二)
- · 専任技術者証明書(様式第八号)
- ・健康保険等の加入状況 (様式第七号の三)
- ◎ 正本をコピーしたもので構いません。

電算入力 用紙

3 届出手続きの代理

届出の手続きを代理される場合は**P29**を、届出書の提出先は**P18~22**をご覧ください。

3 各種変更届、決算変更届、廃業届の提出書類一覧

※ 下記表は神奈川県知事許可の場合です。他の行政庁については取扱いが異なる場合がありますので、申請先の行政 庁へご確認願います。

【届出書類作成上の留意事項】

- 1 説明、記載例等の頁を参照し作成してください。特に「▲:必要となる場合に添付」の書類に漏れが生じないよう、ご確認をお願いします。
- 2 様式番号欄の右に<mark>※</mark>の表示がある書類は、電算入力用紙が必要です。正本・副本の他に別途1枚別綴じで提出してください。(正本のコピーで構いません。)(P132参照)
- してください。(正本のコピーで構いません。)(P132参照) 3 役員等、支配人、令第3条に規定する使用人、常勤役員等を直接に補佐する者の変更の場合は、新たに就任し た者がいる場合に限り、誓約書及び新たに就任した者それぞれについての調書、登記されていないことの証明書 又は医師の診断書、身分証明書を添付して提出してください。

ただし、相談役、顧問、株主等は、登記されていないことの証明書又は医師の診断書及び身分証明書の添付は不要です。(役員等退任、取締役⇔代表取締役、取締役⇔令3条に規定する使用人、常勤役員等規則口該当⇔規則イ該当、複数の代表取締役等の中で申請代表者を変更する場合は、上記誓約書等は不要)

- 4 営業所の新設の場合、必ずその営業所の令第3条に規定する使用人の就任についての変更届が必要です。
- 5 営業所の新設や営業所の業種追加の場合、その営業所の該当業種の専任技術者が必要となるため、専任技術者 の追加や担当業種の変更などの届出が同時に必要となります。
- 6 営業所の廃止に伴いその営業所にいた専任技術者を削除する場合、また、規則口該当で証明されていた常勤役員等を規則イ該当の常勤役員等に変更することに伴い、直接に補佐する者を削除する場合、届出書(様式第 22 号の 3)も同時に提出する必要があります。
- 7 登記簿謄本等、納税証明書、登記されていないことの証明書又は医師の診断書、身分証明書等、他機関で証明書を取得いただくものについては、副本用については写しで構いません。

ア 届出書類等(閲覧書類)

<略号について> ○…必要書類

△・・・変更がなければ省略可

▲・・・・必要となる場合に添付

											変	更	į ,	•)	届	出				
No.	様	式	番	号	法定様式及び添付書類	説明 記載例 等掲載 頁	商号(名称)・組織変更	業所の所在地・名	業 種 変 更営業所の新設・廃止・	本	役員等		令第三条使用人	常勤役員等、補佐者	専任技術者	健康保険等の加入状況	決	欠格要件等	廃業	一部廃業
1	第二十	一二号(の二	*	変更届出書 (注7)	P142~ 143、 144、147 ~148、 153~154	0	0	0	0	0	0	0	0	▲3	,				0
2	第二十	二号	の二	*	変更届出書 (第二面)	P155~ 156		•	0						(注	7)			(注	1)
3	第二十	二号	の三	*	届出書 (注1)	P158												0	×	A 2
4	第二十	一二号	の四	*	廃業届	P159			(注	1)									0	\circ
5	_				変更届出書 (決算報告)	P157											0			
6	第二	号			工事経歴書	P42~44											\circ			
7	第三	号			直前3年各事業年度における工事施工金額	P45											\circ			
8	第四	号			使用人数	P46											Δ			
9	第六	号			誓約書	P47						A	A		(注	8)				
10	第十	一号			令第3条に規定する使用人の一覧表	P60						0	0		1		Δ			
11	_				定款の写し	P28	\circ	\triangle						4 4	4 5		∆⊚			
12	第十3	E.~+	七号	のニ	財務諸表 (法人用) ※財務諸表 表紙 (法人用) を添付し てください。	P64~74											0			
13	第十	七号の	カ三		附属明細表 (注2)	P75~77														
14	_				事業報告書(任意様式) (注3)															
15	第十	/\~-	十九-		財務諸表(個人用) ※財務諸表 表紙(個人用)を添付し てください。	P64~65、 P78~80											0			
16	第七	号の	Ξ	※	健康保険等の加入状況	P83										0				İ

朋覧社会从注宁重新 (PI)级 (*)

1	閲覧対象外	法定書類(別綴じ)	1g 31			73	変更が	なけ	れば雀	当略可	Ī		-				
							,	変	更	•	, f	畐	出				
				商号(名	営業所の所	業営業所	資	役	支	令第	常勤	専	健康促	決	欠	廃	_
No.	様 式 番 号	 法定様式及び添付書類	説明 記載例等	名称)	がの所	種の新			nt-n	三	役員	任	保険等		格		部
110.	7 五 五 万	[四元] [1] [1] [1]	掲載頁	組	在	設変・	本	員	配	条使	等、、	技	か加		要		廃
				組織変更	· 名	廃止				用	補佐	術	入状		件		
				更	称	更・	金	等	人	人	者	者	況	算	等		業
17		閲覧対象外法定書類 表紙	P86		ß	3覧	付象:	外法	定書	類を	·提L	出す	る場	合に	添付	†	
18	第七号 💥	常勤役員等(経営業務の管理責任 者)証明書	P48~49								0	black	<u> </u>				
19	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	P54								0	J	該当				
	第七号の二 ※	直接に補佐する者の証明書	P50~53								0		※該当するい				
		常勤役員等、常勤役員等を直接に 補佐する者の略歴書	P54、P55								0		- ずれか -				
22	第八号 💥	専任技術者証明書(新規・変更)	P59~60			•						0	方				•
23		資格者証 (写し)	P105			A											
24		卒業証明書等	P100			\blacktriangle						\blacktriangle					
25	第九号	実務経験証明書	P58									lack					
26	第十号	指導監督的実務経験証明書	P59														
27	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の調書	P61					•									
28	第十三号		P62			\blacktriangle			\blacktriangle	\blacktriangle							
29		登記されていないことの証明書又は 医師の診断書	123			•		•	•	•							
30		身分証明書	P122~ 123			•		•	•	•							
31	第十四号	株主(出資者)調書	P63				0						(注	8)			
32		営業所の確認資料	P126										/				
33		登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (注4)	P31	0	Q	A	0	0	0		0	A 5				•	
34		納税証明書	P32				(注	5)						\circ			

確認資料(別綴じ)

								変	更	•	Ī.	i i	Ц				
No.	様式番号	法定様式及び添付書類	説明 記載例 等掲載 頁	商号(名称)・組織変更	営業所の所在地・名称	業 種 変 更営業所の新設・廃止・	資 本 金	役員等	支配人	令第三条使用人	常勤役員等、補佐者	専任技術者	健康保険等の加入状況	決	欠格要件等	廃業	一部廃業
35		確認資料 表紙	P88				確認	資料	を	是出	する	場合	に羽	紂			
36		常勤確認資料	P90、98						\blacktriangle								
37		経験の確認資料	P91~97、 P102~104			•					•	A					
38		戸籍抄本又は住民票(氏名の変更の場合) (注6)	_					•	•	•	•	•					
39		健康保険等の加入状況の確認資料	P119~ 121										•				

- (注1) ① 従たる営業所がある場合に、営業所や営業所の業種廃止に伴い専任技術者を削除する場合に提出します。
 - ② 許可を受けている業種の一部廃業に伴い専任技術者を削除する場合に、廃業届と同時に提出します。
- (注2) 資本金1億円を超える株式会社又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付します。
- (注3)株式会社(特例有限会社を除く)のみ添付します。 (注4)個人の場合は不要です。ただし、支配人が登記されている場合には必要です。
- (注5) 登記上と事実上の所在地が異なるときや、支店を登記していない場合等、変更後の所在地が、登記事項証明書(履歴 事項全部証明書)で確認できない場合は不要です。
- (注6) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)で確認できれば省略可能です。
- (注7) ③有資格区分のみ変更される場合は、添付不要です。
- (注8) ④常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の経験資料として添付する場合は、確認資料に綴じてください。
 - ⑤専任技術者の確認資料として添付する場合は、確認資料に綴じてください。
 - ⑥決算変更の際に提出する場合は、別綴じにせず、決算変更届の一番後ろに綴じてください。

6 各種変更届について

(1) 届出書の様式及び添付書類と届出期間

届出 No.	変更事項	届出書の 様式番号	提出書類・添付書類(記載例、説明頁)	届出期間
1	商号(名称)、組織変更		①変更届出書(第一面)(P142) ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(P31) ※変更前後の商号が確認できるもの ※②は個人の場合は不要 ③定款の写し(P30)	
	主たる営業所の所在地・郵便番号・電話番号 ※ 市町村の住居表に居またい。 からない では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 でいる。 ままる。 では、 は、 届出が記とした。 は、 届出で、 でいる。 は、 「は、 でいる。」 は、 に、 でいる。」 は、 でいる。 は、 でいる。」 は、 でいる。 は、 でいる。」 は、 でいる。」 は、 で	の二 (第一面)	①変更届出書(第一面) (P142) ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (P31) ※変更前後の所在地が確認できるもの ※登記上と事実上の所在地が異なり、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)で変更後の所在地が確認できない場合は、②ではなく、 ・ 税務署・県税事務所・市(区)役所に提出した「法人の事業年度・納税地・その他の変更・異動届出書の写し」又は。 ・ 同一市町村内での移転など、異動届がない場合は、営業所の確認資料 (P126)を添付。 ※個人の場合は添付不要 ※郵便番号、電話番号のみの変更の場合は添付不要。 ③定款の写し(P30) ※改正がなければ添付不要。	
3	従たる営業所の名称		①変更届出書 (第一面) (P154) ②変更届出書 (第二面)区分4 (旧営業所の廃止) ③変更届出書 (第二面)区分3 (新営業所の追加) (P156) ※ 名称変更の場合、旧営業所を廃止し新営業所を追加する扱いになるため、第二面は②と③の計2枚作成が必要となります。 ④登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (P31) ※登記していない場合は不要 【同時に提出するもの】 ⑤健康保険等の加入状況の変更届(様式第七条の三) (P83) ⑥令第3条使用人の一覧表(様式第十一号) (P60)	変更後 30 日 以内
	従たる営業所の所在 地・電話番号・郵便 番号	の二(第一面)	①変更届出書(第一面)(P153 パターン1) ②変更届出書(第二面)区分2(P155) ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(P31) ※登記していない場合は不要。 ※郵便番号、電話番号のみの変更の場合は、③は 添付書類不要。	
5	従たる営業所の新設	の二 (第一面)	①変更届出書(第一面) (P154) ②変更届出書(第二面) 区分 3 (P156) ③令第 3 条に規定する使用人の届出書類一式(No. 12) ④専任技術者の変更届出書類一式(No. 14) ⑤登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (P31) ※登記していない場合は不要 ⑥営業所の確認資料 (P126)	
6	従たる営業所の廃止	第二十二号 の二 (第一面) 及び (第二面)	①変更届出書(第一面) (P154) ②変更届出書(第二面) 区分 4 (P156) ③令第3条使用人の一覧表(様式第十一号) (P60) ※変更後の内容を記載。 ※廃止によって主たる営業所のみになる場合は不要。 ④専任技術者の変更届出書類一式(No. 14)	

届出 N o.		変更事項	届出書の 様式番号	提出書類・添付書類	届出期間
7	※既存 更に 業種	る営業所の業種追加 その許可業種内での変 に限ります。(未許可 値の追加には「業種追 申請が必要。)		①変更届出書(第一面)(P153 パターン2) ②変更届出書(第二面) 区分2(営業しようとする建 設業の変更)(P155) ③専任技術者の変更届出書類一式(No. 14)	
8	従た の廃	る営業所の業種 止	の二 (第一面)及び (第二面)	①変更届出書(第一面) (P153 パターン2) ②変更届出書(第二面) 区分2(営業しようとする建設業の変更) (P155) 【同時に提出するもの】 ③専任技術者の変更届出書類(様式第八号)一式(No. 14)又は削除の届出書(様式二十二号の三) (P158) ※当該業種を廃止する場合は一部廃業(様式第二十二号の四)(P159)の届出も提出が必要。	
9	資本	金額	の二 (第一面)	①変更届出書(第一面) (P142) ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (P31) ※変更前後が確認できるもの。 ③株主(出資者)調書(様式第十四号)(P63) ※③は提出済みのものから記載内容に変更がない場合は不要。	
10		新任	の二(第一面)	①変更届出書(第一面) (P142、相談役・顧問・株主等の場合はP143も参照) ②誓約書(様式第六号) (P47) ③新任役員等の調書(様式第十二号) (P61) ④登記されていないことの証明書又は医師の診断書 ⑤身分証明書 (P122~123)) ⑥登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (P31) ※就任日が確認できるもの	変更後 30 日 以内
	役員等	代表者	の二 (第一面)	※相談役・顧問・株主等の場合は④・⑤・⑥は不要。 ※②、③、④、⑤は新たに就任した者がいる場合のみ〈※注〉 ※新任の役員等に未成年者がいる場合は、法定代理人の ③、④、⑤(役員以外(相談役・顧問・株主等)の法 定代理人の場合は③のみ)及び法定代理人が確認でき る資料(戸籍謄本など)を提出する。 〈※注〉取締役⇔代表取締役、取締役⇔令第3条に規定する使用 人、常勤役員等ロ該当⇔イ該当、複数代表取締役等の中で 申請代表者を変更する場合は添付不要。	
		辞任・退任	の二 (第一面)	②登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(P31) ※辞任又は退任日が確認できるもの 【同時に提出するもの】 ※常勤役員等(経営業務の管理責任者)になっている場合は、常 勤役員等の変更の届出一式(No.13)を併せて行う。 ※相談役・顧問・株主等の場合は、②の添付不要。 (P143 パターン1)	
		氏名(改姓・改 名)	二 (第一面)	①変更届出書(第一面) (P142 役員の改姓を参照) ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (P31) ※改姓・改名の日が確認できるもの	

届出 No.		変更事項	届出書の 様式番号	提出書類・添付書類	届出期間
11	支 配 人	新任	の二 (第一面) 第二十二号の 二 (第一面)	①変更届出書(第一面) (P142 役員の変更を参照) ②誓約書(様式第六号) (P47) ③令第3条使用人の一覧表(様式第十一号) (P60) ※変更後の内容を記載 ④令第3条使用人の調書(様式第十三号) (P62) ⑤登記されていないことの証明書又は医師の診断書 ⑥身分証明書 (P122~123) ⑦登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (P31) ※②、④、⑤、⑥は新たに就任した者がいる場合のみく※注〉 〈※注〉取締役⇔令第3条に規定する使用人の場合は、添付不要 ①変更届出書(第一面) (P142 役員の変更参照) ②登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (P31) ①変更届出書(第一面) (P142 役員の改姓参照)	
12	令第 使用	名) 3条に規定する	二 (第一面)	②登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(P31) ※改姓・改名の日が確認できるもの ①変更届出書(第一面)(P154) ②誓約書(様式第六号)(P47) ③令第3条使用人の一覧表(様式第十一号)(P60) ※変更後の内容を記載 ④令第3条使用人の調書(様式第十三号)(P62) ⑤登記されていないことの証明書又は医師の診断書 ⑥身分証明書(P122~123)※②、④、⑤、⑥は、新たに就任した者がいる場合のみ<※注> <※注〉 取締役⇔令第3条に規定する使用人、常勤役員等口該当⇔イ該当、複数代表取締役等の中で申請代表者を	
13	常勤役員等及	変更・追加 ■規則イ該当 常勤役員等 の変更	第七号別紙 及び第二十 二号の二	変更する場合は添付不要です。 ①変更届出書(第一面) (P144) ②常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 (様式第七号) (P146) ③略歴書(様式第七号別紙一) (P54) ④変更時の常勤性の確認資料 (P90) ⑤経験を裏付ける確認資料 (P91~97) ⑥登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (P31) ※個人事業主は不要	変更後 2週間 以内
	び常勤役員等を直接に補佐する者	■規則ロ該当等の変更 規則ロ該員等の変更 ■規則ロ該員等では 対のででする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の二別紙及 び第二十二	③略歴書(様式第七号の二別紙一) (P54) ④変更時の常勤性の確認資料 (P90) ⑤経験を裏付ける確認資料 (P91~97) ⑥登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(P31) ※個人事業主は不要 ⑦直接に補佐する者の現在の地位確認資料 (P91) ①変更届出書(第一面) (P144) ②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二) (P146) ③略歴書(様式第七号の二別紙二) (P55) ④変更時の常勤性の確認資料 (P90) ⑤経験を裏付ける確認資料 (P91~97)	
	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '			⑤経験を裏付ける確認資料 (P91~97)⑥登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(P31)※個人事業主は不要⑦直接に補佐する者の現在の地位確認資料 (P91)	

届出 No.		変更事項	届出書の 様式番号	提出書類・添付書類	届出期間
13	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者	■ 開東 の	第第紙二(及二第第の面第第の一第の号十第の一第の号十第一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十<	※上記「「規則イ」に該当する常勤役員等の変更」① ~⑥と同じ 【同時に提出するもの】 ⑦届出書(様式第二十二号の三) (P158) ※補佐者ごとに1枚 ※常勤役員等を直接に補佐する者を削除する届出 ※変更届出書(第一面)にも補佐者の削除を記載する。 ①変更届出書(第一面)にも補佐者の削除を記載する。 ①変更届出書(第一面) (P144) ②常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 (様式第七号) (P146) ③変更時の常勤性の確認資料 (P90) ④登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (P31) ※改姓・改名前後の氏名、変更年月日が確認できるもの ※個人事業主の場合は、改姓・改名前後の氏名、変更年月日が確認できる資料 (戸籍抄本又は住民票抄本) ②変更時の常勤性の確認資料 (P90) ④登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (P31) ※改姓・改名前後の氏名、変更年月日が確認できるもの ※個人事業主の場合は、改姓・改名前後の氏名、変更年月日が確認できる資料 (戸籍抄本又は住民票抄本) ①変更届出書(第一面) (P146) ③変更時の常勤性の確認資料 (P90) ④登記事項証明書 (原一面) (P144) ②常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第七号の二) (P146) ③変更時の常勤性の確認資料 (P90) ④直接に補佐する者の現在の地位確認資料 (P91) ⑤改姓・改名前後の氏名、変更年月日が確認できる資料 (戸籍抄本、住民票抄本、登記事項証明書	変 2 以 後間 内
14	専任技術者	変更(担当業種の変更も含む)・追加	2100	(履歴事項全部証明書)等) ①変更届出書(第一面) (P147~148) ②専任技術者証明書(第八号) (P149~150) ※変更の区分ごとに作成が必要 区分2 担当業種変更 区分3 追加 区分4 削除 区分5 配置される営業所のみ変更 ③変更時の常勤性の確認資料 (P98) ④技術者の要件を証するイ〜ホの該当する書類と添付資料 イ 資格者証等の写し (P105) ロ 卒業証明書(原本)又は卒業証書の写し (P100) ハ 実務経験証明書(様式第九号) (P58、P103~P104) ニ 指導監督的実務経験証明書(様式第十号) (P59、104) ホ 監理技術者資格者証の写し (P105) ※担当業種の追加がなければ④は不要。 ※削除される者については、③④は不要。	

届出 N o.		変更事項	届出書の 様式番号	提出書類・添付書類	届出期間
14		有資格区分のみ 変更(2級から 1級資格への変 更等)	※第二十二号の二は不要	上記②~④ ※①変更届出書(様式第二十二号の二)は不要 ※閲覧対象外法定書類及び確認資料の表紙に必ず添付し てください。	
	専任 技	氏名(改姓・改 名)	※第二十二 号の二は不 要	①専任技術者証明書(様式第八号)区分4(削除)⇒変更前氏名(P149) ②専任技術者証明書(様式第八号)区分3(追加)⇒変更後氏名(P149) ※名称変更の場合、旧氏名を削除し新氏名を追加する扱いになるため、様式第八号は①と②の計2枚作成が必要となります。 ③改姓・改名前後の氏名、変更年月日が確認できる資料(戸籍抄本、住民票抄本、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)等 ④変更時の常勤確認資料(P98)	変更後
	術 者	交替に伴う削除		①変更届出書(第一面)(P147) ②専任技術者証明書(様式第八号)(P149) ※区分を4とする。 ※交替で追加する者の届出(No. 14 専任技術者の「変 更(担当業種の変更も含む)・追加」)の届出と 一緒に行う。	2週間以内
		交替に伴う削除 (業種を減らす 場合)、後任が いない削除		74(114)74 / W H = C (= D() 11/9() W O	
15	NÆ.	健康保険等の 加入状況		①健康保険等の加入状況 (様式第七号の三) (P83) ②健康保険等の加入状況に関する確認資料 (P119)	
	等の加入状況	従業員数	第七号の三	①健康保険の加入状況(様式第七号の三)(P83) を、決算変更届(P157)に添付し、一緒に提出 する。	事業年度 終了後 4か月以内

※注 役員等の変更について(支配人、令第3条に規定する使用人、常勤役員等を直接に補佐する者の 変更の場合も同様)

役員退任、取締役⇔代表取締役、取締役⇔令第3条に規定する使用人、常勤役員等ロ該当⇔イ該 当、複数代表取締役等の中で申請代表者を変更する場合に不要です。また、相談役、顧問、株主等 は、登記されていないことの証明書及び身分証明書は不要です。

(2) 届出の際に提示が必要な書類 (窓口対面受付の場合)

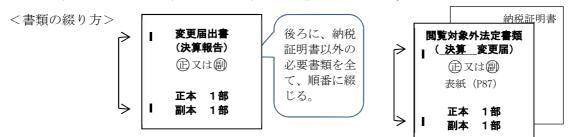
・ 現在有効な許可申請書、 変更届出書の副本 (いずれも別綴じした閲覧対象外法定書類を含む。)

7 決算変更届について

(1) 届出書の様式及び添付書類と届出期間

届出事項	届出書の 様式	添付書類(記載例、説明頁)	届出期間
決算変更(決算報告)	変更届出書 (決算報告) (P157)	①工事経歴書(様式第二号) (P42~44) ②直前3年の工事施工金額(様式第三号) (P45) ③財務諸表 (P64~65) 【法人】様式第十五~十七号の三 (P66~77) ※ 様式第十五~十七号の三 (P66~77) ※ 様式第十七号の三 附属明細表は資本金が1億円を超える株式会社又は賃借対照表の負債合計が200億円以上の株式第十八~十九号 (P78~79) ④事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ提出する。)※任意様式 ⑤納税証明書 (P32) 【法人】法人事業税 ※ 法人税ではなく、県税事務所で取得する法人事業税の納税証明書になります。 ※ 「未納がない旨の証明書」ではなく、事業年度が記載された「納税証明書」が必要です。 【個人】個人事業税 ※ 前々年所得分(決算年の前年分)の納税証明書を添付します。 以下、変更のあった場合のみ提出する。⑥使用人数(様式第四号)(P46) ⑦建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)(P60) ⑧定款の写し(P30) ⑨健康保険等の加入状況(様式第七号の三)(P83) ※ 4 変更届について No. 15 健康保険の加入状況「従業員数」の変更(P139) 参照。	事終 4 以内

- ※ 届出の際は、**左端の2か所をステープラで留めて**ください。
- ※ 正本については、納税証明書に閲覧対象外法定書類(届出用)を表紙に添付し、届出書本体と別綴じにしてください。(副本はまとめて綴じていただいても構いません。)
- ※ 正本・副本各綴り表紙に、それぞれ回、働と記載してください。



8 廃業届について

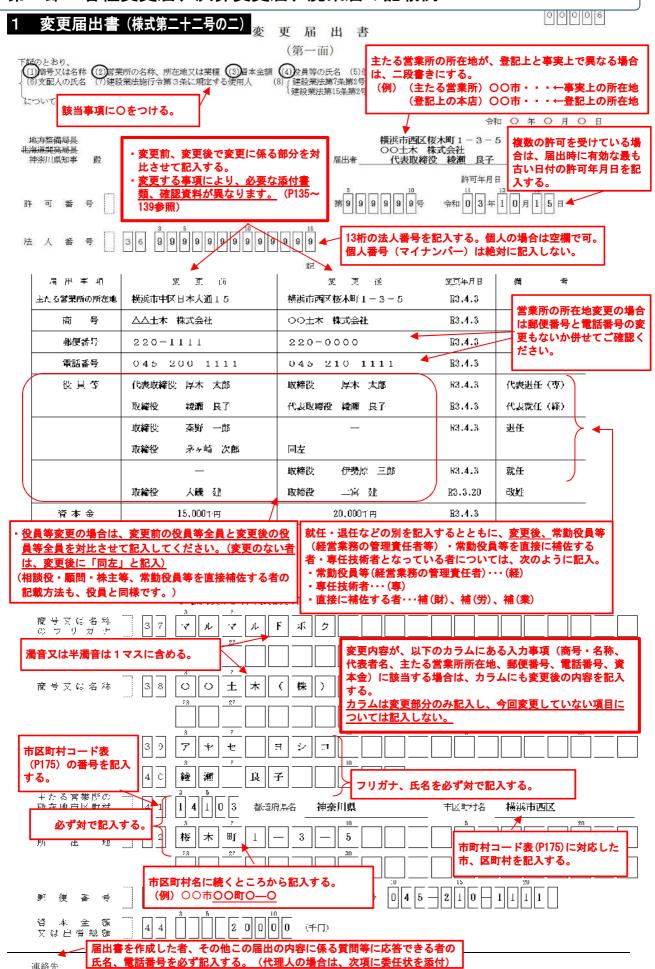
(1) 廃業等の届出をする者、届出書の様式及び添付書類と届出期間

	<i>7</i> 524 (1)	の油山でする石、油口				
届出 No.	変更事項	廃業等の 届出事由	届出をする者	届出の 様式番号	添付書類 (印鑑証明書、履歴事項全部証明書は3 か月以内に発行された原本)	届出 期間
1	全業種の 廃業 (全廃業)	人の事業主が死亡 したとき ※ 相続認可申請を 行わない場合	相続人	第二十二 号の四 (P159)	次の①と② ①届出者の印鑑証明書 ②個人の事業主の死亡及び届出者が相続人であることが確認できる戸籍謄本等	届出
2		イ 法人が合併により消滅したとき (清算結了しているときも含む) ※合併認可申請を行わなかったとき	役員であ った者		次の①と② ①役員個人の印鑑証明書 ②当該法人の役員であったことが確認 できる登記事項証明書(履歴事項全 部証明書)	事由該当後30
3		ウ 法人が破産し、破 産手続中のとき	破産管財 人		次の①か②のいずれか ①裁判所発行の「破産管財人及び印鑑 証明書」 ②裁判所発行の「破産管財人資格証明 書」及び破産管財人本人の印鑑証明 書	日以内
4		エ 法人が合併又は破 産以外の事由によ り解散し清算手続 中のとき	清算人		次の①と② ①法務局発行の清算人の印鑑証明書 ②当該法人の清算人が確認できる登記 事項証明書(履歴事項全部証明書)	
5		オ 許可を受けた建設 業を廃止したとき	法人の場 者又は代 員 個人の本人		商号、所在地、代表者に変更があった場合又は代表者以外の役員からの届出の場合のみ ①変更や当該役員が確認できる登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
6	一部業種 の廃業 (一部廃 業)	オ 許可を受けた建設 業を廃止したとき			【併せて提出が必要な書類】 (1)第二十二号の二(変更届) ※営業所の業種廃止、営業所の廃止 に伴うものの場合は、第二面も。 (P148参照) (2)廃業する業種の専任技術者に係る書類 a その者が他の業種は担当していない場合 (P158参照) ⇒第二十二号の三(届出書) b 他の業種を担当しており引き続き担当する場合。 (P150参照) ⇒第八号(区分:②) c 他の業種を担当していたが、新たな者と交代する場合 (P149~150参照) ⇒第八号(区分:④) ⇒第八号(区分:④,②) (阿) (阿) (阿) (阿) (阿) (阿) (阿) (阿) (阿) (阿	

(2) 届出の際に提示が必要な書類(窓口対面受付の場合)

・ 現在有効な許可申請書、変更届出書の副本(いずれも別綴じした閲覧対象外法定書類を含む。)

各種変更届、決算変更届、廃業届の記載例 第3節



連絡先

◆相談役・顧問・株主等に係る変更届出書(様式第二十二号の二)のパターン別記載例

別紙一「役員等の一覧表」に記載された者(記載すべき者) に関する変更について記入する。(総株主の議決権の 100 分の5未満しか有しない株主及び出資額が総出資額の 100 分の5に満たない出資者については記入不要)

●パターン1

【役員には変更がなく株主等にのみ変更があった場合】

(記載例)

\ M= -194 17 47			
届出事項	変更前	変更後	変更年月日 備 考
役員等	株主等 横須賀 一郎	_	R3. 6. 1
	株主等 鎌倉 次郎	_	R3. 6. 1
	株主等 逗子 三郎	同左	
	_	株主等 三浦 四郎	R3. 6. 1

●パターン2

【役員及び相談役・顧問・株主等に変更があった場合】

・相談役、顧問にのみ変更があった場合も 同様に、それぞれの役職の者全員の変更 前後を対比させて記入。

1	記	4	ь,	æ	ч
(ᇎ	重	V١	И	11

(記 取 17 9))				
届 出 事 項	変 更 前	変更後	変更年月日	備考
役員等	代表取締役 厚木 太郎	取締役 厚木 太郎	R3. 6. 1	退任(専)
	取締役 綾瀬 良子	代表取締役 綾瀬 良子	R3. 6. 1	就任(経)
	取締役 秦野 一郎	_	R3. 6. 1	退任
	相談役 寒川 五郎	_	R3. 6. 10	退任
	_	相談役 愛川 六郎	R3. 6. 10	就任
	_	顧問 松田 花子	R3. 6. 10	就任
	株主等 横須賀 一郎	_	R3. 6. 1	
	株主等 鎌倉 次郎	_	R3. 6. 1	
	株主等 逗子 三郎	同左		
	株主等 秦野 一郎	同左		

- ・役員が株主等を兼ねている場合 (例:株式会社の取締役が総株主の議決権の100分の5以上の株主でもある場合) は、役員として記入する。(役員には変更がなく株主等にのみ変更があった場合(パターン1の例)、役員を兼ねている株主等を、株主として列挙する必要はありません。)役員を退任する場合はパターン2のとおり記入してください。
- ・<u>ただし、役員退任後も株主等である者がいる場合は、株主全員の変更前後も併記し、株主</u> としては変更がないことが明確になるようにしてください。
- ・退任した役員が新たに株主になった場合、株主を兼ねていた役員が退任し新たな株主に引き継いだ場合等、役員の就退任に伴い株主等にも変更が生じた場合は、役員の変更と併せて変更届に記入してください。(記載例は、パターン1を参照。)

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)・常勤役員等を直接に補佐する者の変更届の記載例

◆変更届出書(様式第二十二号の二)のパターン別記載例と必要書類

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、常勤役員等を直接に補佐する者の変更の場合は、常勤役員等(経営業務の管理責任者等) 証明書(様式第七号又は様式第七号の二)や略歴書(様式第七号別紙又は様式第七号の二別紙)等も同時に提出する。 なお、役員等の変更を伴う場合は、役員等全員を、変更前と変更後で対比させて記入する。

●パターン1

役員等の変更とともに、常勤役員等(経営業務の管理責任者)が変更になる場合は、まず、役員等の就 退任を記入し、続いて、その役員のうち、常勤役員(経営業務の管理責任者等)について記入する。

【役員等の変更とともに常勤役員等(経営業務の管理責任者等)を変更する場合】

<具体例>役員変更に伴い、常勤役員等:秦野氏⇒綾瀬氏に変更

<必要書類>①、②

就任・退任などの別を記入するとともに、変<u>更後、</u>常勤役員等(経営業務の 管理責任者等)、専任技術者となっている者については、次のように記入。 ・常勤役員等(経営業務の管理責任者)・・・(経)

①変更届出書(様式第二十二号の二) (記載例)

· 専任技術者…(専)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等	代表取締役 厚木 太郎	取締役 厚木 太郎	R3. 4. 1	代表退任 (専)
	取締役 綾瀬 良子	代表取締役 綾瀬 良子	R3. 4. 1	代表就任(経)
	取締役 秦野 一郎		R3. 4. 1	退任
	取締役 茅ヶ崎 次郎	同左		
		取締役 伊勢原 三郎	R3. 4. 1	就任
常勤役員等(経営業務 管理責任者)	取締役 秦野 一郎	代表取締役 綾瀬 良子	R3. 4. 1	-

②常勤役員等証明書(第七号)、略歴書

②記載例 P146、P54

●パターン2

【常勤役員等(経営業務の管理責任者等)のみを変更する場合】

- <具体例>常勤役員等:秦野氏⇒綾瀬氏に変更
- <必要書類>①、②
- ①変更届出書(様式第二十二号の二)

(記載例)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
常勤役員等(経営業務管 理責任者)	取締役 秦野 一郎	代表取締役 綾瀬 良子	R3. 4. 1	

②常勤役員等証明書(第七号)、略歴書

②記載例 P146、P54

●パターン3

【常勤役員等(規則口(1)、(2)該当)及び当該常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合】

<具体例>常勤役員等:秦野氏⇒相模原氏に変更 補佐者:(財)大和氏、(労)海老名氏から、(財)(労) とも南足柄氏へ、(業)座間氏から中井氏へ変更

<必要書類>①、②

変更後の「直接に補佐する者」の備考欄に、経験内容の別を次のとおり記入する。 ・財務管理経験の補佐者・・・補(財)

①変更届出書(様式第二十二号の二) (記載例)

- 業務運営経験の補佐者・・・補(業)

・ 労務管理経験の補佐者・・・補(労)

/ Hendle is as					
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考	
常勤役員等(経営業務管 理責任者)	取締役 秦野 一郎	取締役 相模原 花子	R3. 4. 1	(経)	
常勤役員等の直接補佐者	大和 太郎	南足柄 良子	R3. 4. 1	補(財)	
	海老名 二郎	南足柄 良子	R3. 4. 1	補(労)	
	座間 三郎	中井 設子	R3. 4. 1	補(業)	

②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第七号の二)、 略歴書

②記載例 P146、 P54、P55

●パターン4

(記載例)

【常勤役員等を直接に補佐する者のみを変更する場合】

<具体例>補佐者;(財)は変更なし、(労)(業)海老名氏⇒(労)南足柄氏、(業)中井氏に変更

<必要書類>①、②

①変更届出書(様式第二十二号の二)

就任・退任などの別を記入するとともに、変更後、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、専任技術者となっている者については、次のように記入。

・常勤役員等(経営業務の管理責任者)・・・(経)

• 専任技術者・・・(専)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
常勤役員等(経営業務管 理責任者)	取締役 秦野 一郎	同左		(経) (専)
常勤役員等の直接補佐者	大和 太郎	同左		補(財)
1	海老名 二郎	南足柄 良子	R3. 4. 1	補(労)
	海老名 二郎	中井 設子	R3. 4. 1	補(業)

常勤役員等(規則口(1)、(2) 該当)の場合、常勤役員等を直接に補佐する者のみを変更する場合も、当該常勤役員等と「直接に補佐する者」全てについての変更前と変更後を対比させて記入する。

変更後の「直接に補佐する者」の備考欄に、経験 内容の別を次のとおり記入する。

- ・財務管理経験の補佐者・・・補(財)
- ・ 労務管理経験の補佐者・・・補(労)
- ・業務運営経験の補佐者・・・補(業)

②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第七号の二)、 略歴書

②記載例 P146、 P54、P55

●パターン5

【(規則口)該当の常勤役員等を(規則イ)該当の常勤役員に変更する場合】

<具体例>常勤役員等:□該当の秦野氏⇒イ該当の秦野氏に変更

<必要書類>①~③

①変更届出書(様式第二十二号の二)

常勤役員等は、規則区分の変更前と変更後 を()書きで記入。

(記載例)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
常勤役員等(経営業務管 理責任者)	取締役 秦野 一郎 (口(1)該当)	取締役 秦野 一郎 (イ(1)該当)	R3. 4. 1	(経) (専)
常勤役員等の直接補佐者	大和 太郎	-	R3. 4. 1	
	海老名 二郎	-	R3. 4. 1	

変更後は直接補佐者を置く必要がなくなるため、補(財)、補(労)、補(業)の全員削除になる。(この記載例は、3つの経験の補佐者のうち、2つを 1人の直接補佐者が兼ねていたため、計2人の直接補佐者を削除した、という場合の例。)

②常勤役員等証明書(第七号)、略歴書

※ 常勤役員等:口該当の秦野氏⇒イ該当の秦野氏に変更する。

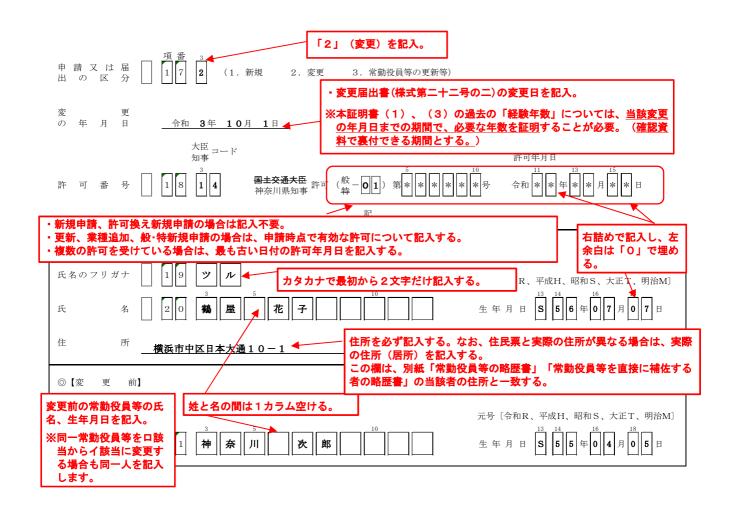
③届出書(様式第二十二号の三)2枚

※ 補佐者の大和氏と海老名氏を削除する。

②記載例 P146、P54 ③記載例 P158

◆常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第七号)、 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の記載例

- ※ 常勤役員等(規則イ(1)~(3)に該当する者)を変更する場合 ⇒様式第七号、 常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者(規則口(1)、(2)に該当する者)を変更する場合 ⇒様式第七号の二(第一面~第四面) を使用します。
- 被証明者について、経営業務の管理責任者等としての経験をした業者ごとに作成してください。
- 本証明書の(1)、(2)、(3)欄に係る記載方法は、P48~49「常勤役員等証明書(様式第七号)」又はP50~51「常勤役員等及び直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)」の記載例を参照してください。
- 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更の場合、いずれか1名の変更であっても、様式第七号の二の第一面~第四面を全て作成してください。
- ・ 規則口該当で証明されていた常勤役員等を規則イ該当の常勤役員等に変更する場合、直接に補佐する者を削除するための届出書(様式第二十二号の三)を併せて提出してください。(届出事由は、「(1)建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった」に該当。)



3 専任技術者の変更届の記載例

◆変更届出書(様式第二十二号の二)のパターン別記載例と必要書類

・専任技術者を変更する場合、該当する営業所の専任技術者の追加や削除について、専任技術者証明書(様式 第八号)や届出書(様式第二十二号の三)等も同時に提出します。

【作成上の留意事項】

- ・専任技術者証明書(変更)は、項番 6 1 欄の区分ごとに別葉で作成してください。
- ・項番6 1欄「4」(交替に伴う削除)の該当となる者を届け出る場合は、新たに専任の技術者となる者を項番6 1欄「2」 (担当業種又は有資格区分の変更)又は項番6 1欄「3」(専任技術者の追加)に該当する者として、同時に届け出ることが必要となります。
- ・許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止等に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条 第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書(様式第二十二号の三)、及び廃業届(様式 第二十二号の四)を用いて届け出ることとなります。

●パターン1

【交替に伴う変更の場合】

<具体例>(土)と(と)の専任技術者が、川崎 一郎氏から横浜 花子氏に交代

<必要書類>①~③

①変更届出書(様式第二十二号の二)

備考欄に営業所の名称と変更後の者が担当する業種を全て記入。 なお、担当業種については略号を記載する。

(記載例)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	川崎 一郎	横浜 花子	R3. 4. 1	本社(土)(と)

- ②専任技術者証明書(第八号) ※川崎 一郎氏 区分4 削除
- ③専任技術者証明書(第八号) ※横浜 花子氏 区分 3 追加

②記載例 P149

●パターン2

【担当業種の変更とともに、新たに専任技術者が加わる変更の場合】

<具体例> 三浦 次郎氏が(土)と(と)の専任技術者であったが、(と)のみ、横須賀 三郎氏に 交代。(変更後の専任技術者は、三浦氏(土)、横須賀氏(と)の2人体制)

第八号様式は、区分ごとに作成が必要なため、2枚になります。

<必要書類>①~③

①変更届出書 (様式第二十二号の二)

(記載例)

•					
	届出事項	変 更 前	変更後	変更年月日	備考
	専任技術者	三浦 次郎	同左	R3. 4. 1	本社(土)
	専任技術者	三浦 次郎	横須賀 三郎	R3. 4. 1	本社(と)

②専任技術者証明書(第八号) ※三浦 次郎氏 区分2 担当業種の変更((と)の削除)

③専任技術者証明書(第八号) ※横須賀 三郎氏 区分 3 追加

②記載例 P150 ③記載例 P149

●パターン3

【担当業種を変更する場合】

<具体例>逗子 四郎氏が(と)、葉山 五郎氏が(土)の専任技術者であったが、担当業種を交代し、 変更後は、葉山氏が(と)、逗子氏が(土)を担当することとなった。

<必要書類>①、②

①変更届出書 (様式第二十二号の二)

(記載例)

H - 190 7 7 7 7 7 7 7 7 7 				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	葉山 五郎	逗子 四郎	R3. 4. 1	本社(土)
専任技術者 i	逗子 四郎	葉山 五郎	R3. 4. 1	本社(と)

②専任技術者証明書(第八号) ※逗子 四郎氏、葉山 五郎氏 区分2 担当業種の変更

②記載例 P150

●パターン4

【専任技術者の退職により一部廃業を伴う場合】

<具体例> 許可業種と専任技術者

〔変更前〕鎌倉 六郎氏 (管)、(と)

藤沢 七郎氏 (電)

茅ヶ崎 八郎氏 (機)

平塚 九郎氏 (防)

[変更後] 茅ヶ崎 八郎氏 (機)、(と) 平塚 九郎氏 (防)

鎌倉氏、藤沢氏の退職により、 (管)と(電)を一部廃業し、鎌倉氏 の担当していた(と)を茅ヶ崎氏 が引き継ぐこととなった。(平塚氏 には変更なし)

<必要書類>①~④

①変更届出書 (様式第二十二号の二) 「記載例)

\				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
一部の業種の廃業				
本社	と、電、管、防、機	と、防、機	R3. 4. 1	
専任技術者	鎌倉 六郎	茅ヶ崎 八郎	R3. 4. 1	本社(と)
専任技術者	茅ヶ崎 八郎	同左		本社(機)
専任技術者	藤沢 七郎	_	R3. 4. 1	本社

②専任技術者証明書(第八号) ※鎌倉 六郎氏 区分4 削除

③専任技術者証明書(第八号) ※茅ヶ崎 八郎氏 区分2 担当業種の変更((と)の追加)

④届出届 (様式第二十二号の三) ※藤沢 七郎氏 (電) の削除

⑤廃業届(様式第二十二号の四)※(管)と(電)を一部廃業

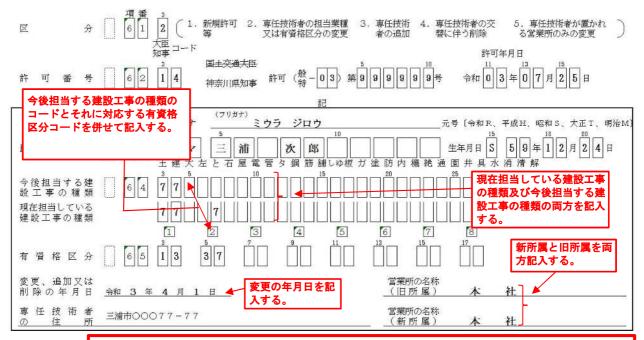
②記載例 P149 ③記載例 P150 ④記載例 P158 ⑤記載例 P159

◆専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号)の記載例

区分 4 【作成要領】 交替に伴う削除の場合は、後任の専任技術者が必要。後任の専任技術者について、区分2、3 専任技術者の交替に いずれかの届出を同時に提出すること。後任者がいない場合は、この様式ではなく、届出書 伴う削除の例(部分 (P158) と当該技術者が担当していた業種について一部廃業届 (P159) ※を提出すること。 ※ 複数の営業所がある場合で、許可を受けている建設業は廃止しないが、一部の営業所での 抜粋) 業種を廃止する場合は、変更届出書(様式第二十二号の二)を提出すること。 変更届出書 (様式第22号の2) 等も同時に提出する。(有資格区分の変更の場合は不要) ・許可申請での専任技術者証明書の記入方法P56~57も参照してください。 区分4は(2)を、それ 以外の区分は(1)を〇 専任技術者証明書 (新規・変更) で囲む。 建設業法第7条第2号 一記のとおり、 (1) 建設業法第15条第2号 主たる営業所の所在地が、登記上と事実上で異なる場合は、二段書きにする。 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出 (例) (主たる営業所) ○○市・・・←事実上の所在地 (登記上の本店) ○○市・・・←登記上の所在地 横浜市中区日本大通1-2-3 株式会社 ○○工事 地方整備局長 株式会社 〇〇工事代表取締役 横浜 北海道開発局長 神奈川県知事 殿 申請者 申請者を消す。 1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 5. 専任技術者が置かれ る営業所のみの変更 3. 専任技術 4. 専任技術者の交 6 1 57 又は有資格区分の変更 者の追加 替に伴う削除 コード 許可年月日 右の括弧内の区分の数字を記入し 国土交通大臣 許可 (般 - 03) 第99999 令和 0 3 年 0 7 月 2 区分ごとに用紙を分けて作成する。 神奈川県知事 (フリガナ) 項番 フリガナ カワサキ 元号[令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] イチロウ 5 1 年 0 6 月 0 9 日 6 3 生年月日 S 川崎 氏 力 ワ 郎 石屋電 園井具水消清解 王建大 15 20 今後担当する建 6 4 設工事の種類 現在担当している 現在担当している建設工事の種 7 建設工事の種類 類のみ記入する。 7 3 1 4 2 5 6 有資格区分 1 4 旧所属のみ記入 5 営業所の名称 追加又は 削除の年月日 令和 3 年 4 月 H -削除の年月日を (旧所属) 記入する。 営業所の名称 專任技術者 川崎市〇〇区〇〇999-9 (新所属) 区分 3 専任技術者の追加の例(部分抜粋) 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ X 3 又は有資格区分の変更 者の追加 替に伴う削除 大臣 コード 知事 許可年月日 1 4 - 0 3 第 9 9 9 9 9 9 町 令和 0 3 年 神奈川県知事 (フリガナ) フリガナ 元号[令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 項番 ヨコハマ ハナコ 10 5 6 年 1 2 月 0 9 日 生年月日 S 横 花 氏 名 6 3 \exists \exists 浜 1 と石屋電管 タ 鋼 筋 舗しゆ板 20 今後担当する建設工事の種類のコ 今後担当する建 7 6 4 - ドとそれに対応する有資格区分 設工事の種類 コードを併せて記入する。 理在担当している 追加した建設工事の種類につい 建設工事の種類 て、資格証の写しなどの添付が必 7 1 2 3 4 5 6 要。また、常勤資料も同時に提出 1 3 する。 有資格区分 6 5 営業所の名称 変更、追加又は 新所属のみ記入。 追加の年月日を (旧所属) 削除の年月日 記入する。 專任技術者 営業所の名称 横浜市00区00888-88 (新所属) 社 住 0 所 本

区分 2

専任技術者の担当業種 変更の例(部分抜粋)



- ・担当する建設工事の種類を追加した場合は、資格証の写しなどの添付が必要。また、常勤資料も同時に提出する。
- ・担当業種が減る場合は、その業種について、後任の専任技術者が必要。
- ・後任の専任技術者について、区分2、3いずれかの届出を同時に提出すること。
- ・後任者がいない場合は、当該業種について一部廃業届 (P159) ※を提出すること。
- ※複数の営業所がある場合で、許可を受けている建設業は廃止しないが、一部の営業所での業種を廃止する場合は、従たる営業所の業種の変更届 (P136) を提出すること。
- ・有資格区分のみを変更する場合は、項番61を区分「2」とし、項番64には、変更前と変更後のコードを記入してください。項番64の有資格区分には、変更後の資格区分コードを記入してください。

区分 5

専任技術者の担当者が置かれる営業所のみ の変更の例(部分抜粋)

区 分	項 番 3	3. 専任技術 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ 者の追加 替に伴う削除 る営業所のみの変更
許可番号	大臣 コード 知事 コード 8 国土交通大臣 1 4 神奈川県知事 許可 (般 - 0 3) (許可年月日 第 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
K	袁	
	項番 フリガナ (フリガナ) サムカワ シロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名	3	生年月日 S 5 6 年 1 2 月 0 1 日
今後担当する建 設工事の種類	6 4 3 5 7 10 7	現在担当している建設工事の種類及び今後 担当する建設工事の種類の両方を記入す
現在担当している 建設工事の種類	1 2 3 4 5	る。 また、常勤資料も同時に提出する。
有資格区分	6530	新所属、旧所属を 両方記入する。
変更、追加又は 削除の年月日	☆和 3 年 4 月 1 日 ◆ 入する。	営業所の名称 (旧所属) 寒川営業所
専任技術者の 住 所	高座都寒川町〇〇9999-9	営業所の名称 (新 所 属) 平 安 営 業 所

◆専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号)の作成に係るその他具体例

1 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に<u>替えて</u>、新たな者を専任の技術者として証明する場合

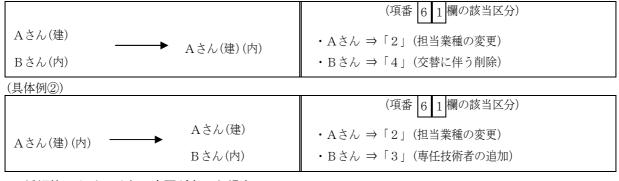
(具体例①)



2 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者はそのままで有資格区分に変更があった場合 (具体例)



3 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者の担当業種に変更があった場合 (具体例①)



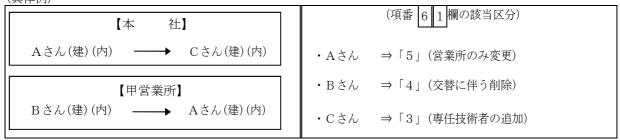
4 婚姻等により、氏名に変更があった場合

(具体例)



5 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれている<u>営業所のみ</u>に変更があった場合

(具体例)



6 営業所の<u>業種廃止</u>があった場合(一部廃業の場合も同様です。)

(具体例①)

【甲営業所】	(項番 6 1 欄の該当区分)		
Aさん(土)(建) → Aさん(土)	・Aさん ⇒「2」(担当業種の変更)		
(具体例②)			
【甲営業所】	(項番 6 1 欄の該当区分)		
	・Aさん ⇒「4」(交替に伴う削除)		
Aさん(土) (建) Bさん(土)	・B さん ⇒「3」(専任技術者の追加)		
(具体例③)			
【甲営業所】	(項番 6 1 欄の該当区分)		
Aさん(土) → Aさん(土)(と)	・Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更)		
B さん(建)(と)	・Bさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除)		
(具体例④) (※) このケースでは、「専任技術者証明	書(変更)」(様式第八号)は使用しません。		
【甲営業所】	(項番 6 1 欄の該当区分)		
Aさん(土) — Aさん(土)	・Aさん ⇒ 処理不要		
Bさん(建)	・Bさん ⇒ 届出書(様式第22号の3)で削除(※)		

4 従たる営業所がある場合の営業所に係る変更届の記載例

◆変更届出書(様式第二十二号の二)(第一面)のパターン別記載例と必要書類

※従たる営業所の新設、廃止、所在地の変更をしたとき、また、複数の営業所がある場合に営業所間で営業する建設業種を変更したときは、<u>第二面にも</u>記入する。(第二面の記載例P155~156参照)

●パターン1

【従たる営業所の所在地変更】

- <具体例>厚木支店の所在地を移転した。
- <必要書類>①、②
- ①変更届出書(様式第二十二号の二) (第一面)

(記載例)

We that has				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
従たる営業所の所在地				
厚木支店	厚木市▲▲町▲55-5	厚木市■■6-6-6	R3. 4. 1	

②変更届出書(様式第二十二号の二) (第二面) 区分 2

②記載例 P155

●パターン2

【各営業所で営業する業種の変更】

・許可業者として許可を受けている業種のうち、主たる営業所又は従たる営業所で営業する業種を変更する場合 ※許可を受けている業種に、新たな業種を追加する場合は、業種追加又は般・特新規申請により許可を受ける必要があります。また、許可を受けている業種そのものを廃業する場合には、廃業届(様式第二十二号の四)の届出が必要です。

<具体例>

・主たる営業所の業種のうち、(建)と(電)を変更。

・従たる営業所(藤沢営業所、厚木支店)の専任技術者の変更に伴う業種の変更

<必要書類>①~④

①変更届出書(様式第二十二号の二)(第一面) 業種は、変更前、変更後のそれぞれ全業種を記入すること。

各営業所について変更届出 書第二面の入力項目にも変 更内容を記入する。

(記載例)		和至果種を配入すること。	/	
	届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
	主たる営業所の業種変更	土、と、電、管、内、水	生、建、と、管、内、水	R3. 4. 1	
	専任技術者	神奈川 花子	神奈川 花子	R3. 4. 1	本社 (土)(建)(と)(管) (内)(水)
	届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
	従たる営業所の業種追加		¥ /		
	藤沢営業所	建と、電	建、と、電、管	R3. 4. 1	
	専任技術者		藤沢 五郎	R3. 4. 1	藤沢営業所(管)
\setminus	届出事項	変更前	変 更 後	変更年月日	備考
*	従たる営業所の業種廃止		*		
	厚木支店	土、管、建、内	管、内	R3. 4. 1	
•	専任技術者	厚木 六郎		R3. 4. 1	厚木支店

②変更届出書(様式第二十二号の二) (第二面)

区分 2

②記載例 P155 ③記載例 P155 ④記載例 P156

③専任技術者証明書(様式第八号)

区分2 ※神奈川 花子氏 担当業種変更

区分3 ※藤沢 五郎氏 追加

④届出書(様式第二十二号の三) ※厚木 六郎氏 削除

備考欄に営業所の名称と変更 後の者が担当する業種を全て 記入。なお、担当業種につい ては略号を記入する。

営業所の業種を変更する場合は、該当する営業所の専任技術者の追加や削除について、専任技術者証明書(様式第八号)や届出書(様式第二十二号の三)等も同時に提出する。(記載例P158参照)

●パターン3

【従たる営業所の新設、廃止、令第3条使用人の変更】

<具体例>

- A · 従たる営業所である平塚営業所の新設、寒川営業所の廃止
- B・寒川営業所の所長(令第3条使用人)兼(管)の専任技術者が、平塚営業所に異動
- |C|・川崎支店の所長(令第3条使用人)の交代

<必要書類>①~⑦

①変更届出書

(様式第二十二号の二)(第一面)

「従たる営業所の新設」の場合は、専任技術者の追加(区分3) (又は営業所の変更(区分5)) (いずれも様式第八号)、「営業所の廃止」の場合は、専任技術者の削除(様式第二十二号の三)(又は営業所の変更(区分5)(様式第八号)) 等も同時に提出します。

※パターン3の具体例では、営業所間で異動したことから、「営業所の変更 (区分5)(様式第八号)を作成している。

(記載例)

	届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
A	従たる営業所の新設		平塚営業所	R3. 4. 1	
	令第3条の使用人		寒川 四郎	R3. 4. 1	平塚営業所
	専任技術者		寒川 四郎	R3. 4. 1	平塚営業所(建)
			B		
	届 出 事 項	変 更 前	変更後	変更年月日	備考
	(徒たる営業所の廃止)	寒川営業所	/	R3. 4. 1	
	令第3条の使用人	寒川 四郎		R3. 4. 1	寒川営業所
	専任技術者	寒川 四郎		R3. 4. 1	寒川営業所
C					
	届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
	令第3条の使用人	高津 太郎	宮前 次郎	R3. 4. 1	川崎支店
		V			

令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)に変更後の内容を記入し、添付する。退任以外の場合は、令第3条使用人の調書(様式第十三号)等も添付する。

令第3条使用人・専任技術者の備考欄にはそれ ぞれの営業所名を記入してください。

Α

②変更届 (様式第二十二号の二) 第二面 区分3 ※平塚営業所 追加

③変更届(様式第二十二号の二)第二面 区分 4 ※寒川営業所 削除

②記載例 P156 ③記載例 P156

В

- ④専任技術者証明書(第八号) 寒川 四郎氏 区分5 ※専任技術者の置かれる営業所の変更
- ⑤令第3条使用人一覧(変更後のもの)

④記載例 P151 ⑤記載例 P60

C

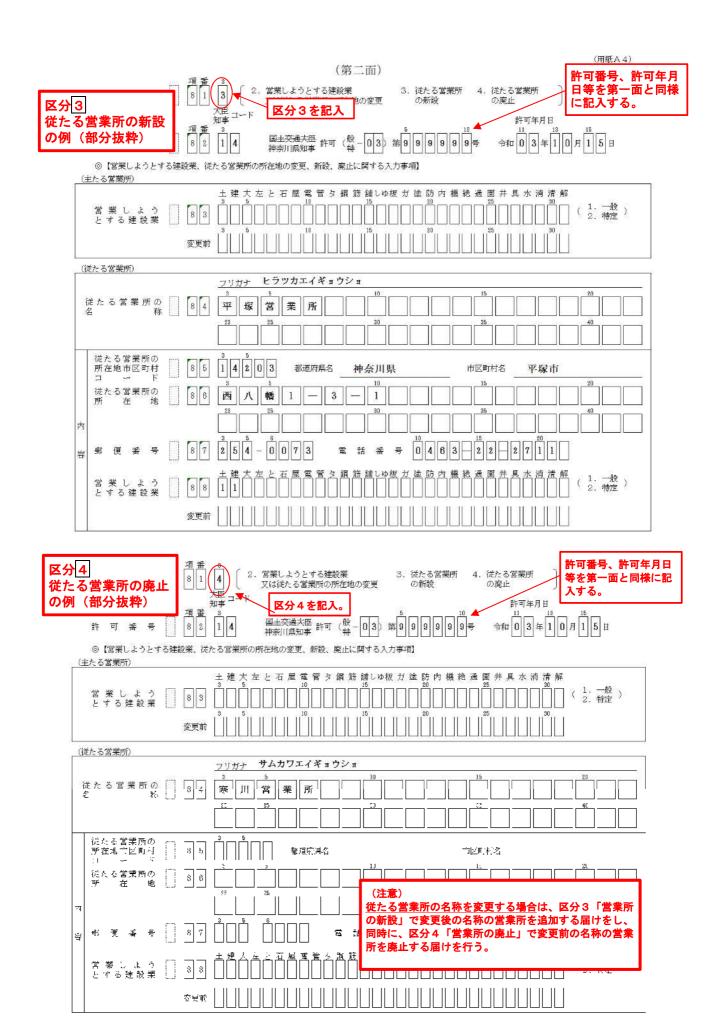
- ⑥令第3条使用人一覧(変更後のもの)
- ⑦新たな令第3条使用人: 宮前 次郎氏に係る次の書類 令第3条使用人氏名等に関する調書(様式第十三号)、 登記されていないことの証明書、身分証明書、 誓約書(様式第六号)*誓約書は法人の場合、代表者名で作成します。

⑥記載例 P60 ⑦記載例 P62、 P122~123、 P47

◆様式第二十二号の二(第二面)の記載例

※この様式は、従たる営業所を設置している建設業者が、次の届出を行う場合に使用します。 従たる営業所を設置していない者、又はこれら以外の変更の場合は、第二面の提出は不要です。

区分2 主たる営業所又は従たる営業所で営業しようとする建設業の変更、 従たる営業所の所在地の変更 区分3 従たる営業所の新設 区分4 従たる営業所の廃止 (※届出区分ごとに作成します。) (用紙A4) (第二面) 区分2 許可番号、許可年月日等を第 2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 8 1 (2) 3. 従たる営業所 4. 従た 営業所の業種変更の 一面と同様に記入する。 の新設 煋. 例(部分抜粋) 知事 区分2を記入。 1 4 国土交通大臣 神奈川県知事 許可 (般 - 0 3) 第 9 9 9 9 9 9 9 9 9 令和 0 3 年 1 0 月 1 5 日 8 2 許可番号 ◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】 主たる営業所:業種の変更 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗しゆ板 ガ 途 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) 営業 しょうとする建設業 10 2 夢更前 (従たる営業所) フジサワエイギョウショ フリガナ 10 従たる営業所の 8 4 藤 沢 営 業 所 -般建設業「1」、特定建設業「2」を記入する。 23 30 廃止した業種は変更前(下段)だけを、追加する業 藤沢営業所: 種は(上段)のみを記入する。 業種の追加 8 5 所在地市区町村 都道府県名 市区町村名 10 20 従たる営業所の 8 6 23 内 8 7 郵便番号 話 容 (1.一般 2. 特定 営業しようとする建設業 1 1 8 8 (従たる営業所) アツギシテン フリガナ 従たる質楽形の 3 4 厚 支 木 店 厚木支店: 所在地の変更 変更があった項目を記載。 業種の一部廃止 1 4 2 1 2 **补道**府県名 市区町村名 神奈川県 厚木门 従たる営業所の 所 在 氏 8 8 В И 10 4 3 2 -3 4 3 - * × × × 3 7 容可信音号 × * 5 話 番 宮 管 多 鋼 筋 舗しや板 ガ | | | | | | | | | | | | | | | | | 営業 しょうしとする建設業 (3 8 1

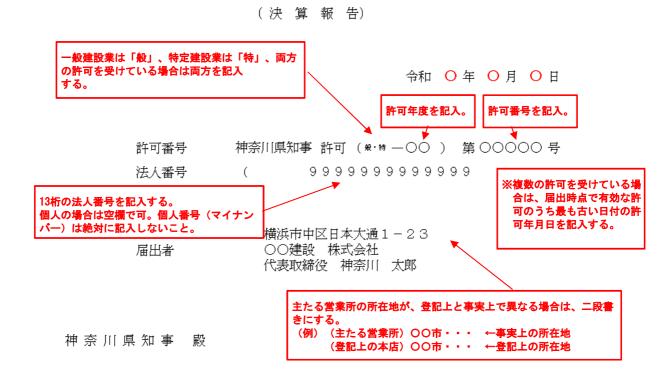


5 決算変更届(変更届出書(決算報告))

麥

更

届



書

出

事業年度(第 O 期 令和 O年 4月 1日から令和 O年 3月31日まで)が 終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- 工事経歴書 ((2)) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
- 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
- 事業税納付済額証明書 **(**8) **)**使用人数
- (9) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (10) 定款
- ((1))健康保険等の加入状況

記載要領

(1)~(11)までの事項については、該当するものを〇で囲む。

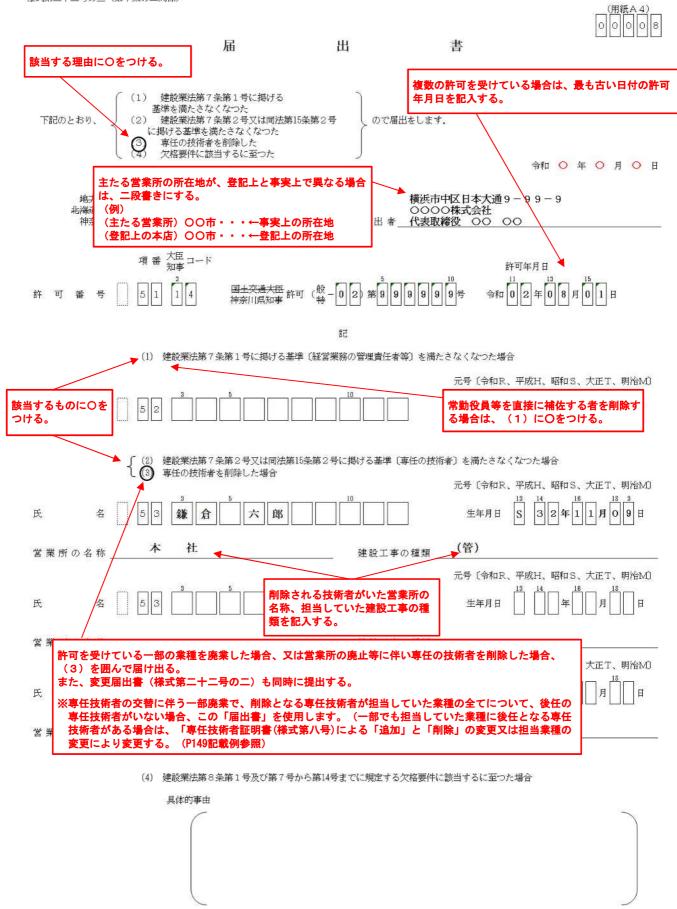
※(1)~(4)(個人事業主は(1)~(3))は必ず添付

- (5)・・・株式会社(特例有限会社を除く)のみ「事業報告書」(任意書式)を添付
- (6)・・・資本金1億円超、又は貸借対照表の負債合計200億円以上の株式会社のみ添付
- (7)・・・・必ず添付 ※「閲覧外法定書類 決算 変更届」の表紙に添付し、正本は原本を提出。
- (8)、(9)、(10)・・・事業年度内に変更があった場合、事業年度末時点のものを提出 (11)・・事業年度内に、「従業員数」に変更があった場合、事業年度末の状況を提出
- (1) から(11) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

157

6 届出書(様式第二十二号の三)

様式第二十二号の三(第十条の二関係)



7 廃業届 (様式第二十二号の四)

様式第二十二号の四(第十条の三関係)

